



- 2) 副会長 若干名
- 3) 会計事務 若干名
- 4) 会計監事 若干名
- 5) 幹事 若干名
- 5) 顧問 若干名
- 6) 名誉会長 1名

なお、会計事務は教職員を充てる。

#### 第7条 (役員を選出)

会長、副会長、会計事務、会計監査、幹事、顧問は、執行部において選出し、総会で承認する。

- 2 名誉会長は、マロニエ医療福祉専門学校校長とする。
- 3 役員に欠員が生じた場合、執行部の同意を得て会長が指名し、次の総会において承認を得る。

#### 第8条 (役員職務)

- 1) 会長は、会務を総括し、本会の代表者として母校の行事に参加する。但し、都合により予め職務代行者を定めることができる。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故が合った場合は、その職務を代行する。
- 3) 会計事務は、出納管理および会費納入状況を把握し、予算計画ならびに決算を総会に報告する。
- 4) 会計監事は、会務及び決算を監査し、総会に報告する。
- 5) 幹事は、会務を分掌し、会務の遂行にあたる。
- 6) 顧問は、会長の諮問に応え、または役員会に出席して意見を述べるができる。
- 7) 名誉会長は、総会の出席および母校との連絡の任にあたる。

#### 第9条 (任期)

役員任期は、3カ年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 任期満了後も役員を選出できない場合には、後任者が選出されるまで、引き続きその任にあたらねばならない。

#### 第10条 (総会)

総会は、会長が招集し、毎年6月第4土曜日開催を常例とする。

- 2 次の事項は、総会に出席した正会員の過半数の承認を得なければならない。
  - 1) 事業計画および予算に関すること。
  - 2) 事業報告および決算に関すること。

- 3) 役員を選出にすること。
- 4) その他本会の運営に関する重要事項にすること。

#### 第11条 (会費)

正会員は入会の際、金10,000円の入会費を納入しなければならない。

#### 第12条 (会計)

会計年度は、4月1日から翌年3月31日迄とする。

#### 第13条 (慶弔規定)

役員、特別会員の慶弔に関して祝い金、香典、見舞金等を同窓会費より支出できるものとする。

- 1) 範囲は、役員及び特別会員（マロニエ医療福祉専門学校教職員）とする。
- 2) 金額は、下記の通りとする。

役員本人	(本人及び他の会員から連絡があった場合のみ)	
結婚祝い		10,000円
出産祝い	(本人及び配偶者)	10,000円
死亡香料		10,000円
入院	(7日以上)	10,000円
災害見舞い	(大災害)	10,000円
特別会員	(教職員)	
結婚祝い	(本人)	10,000円
出産祝い	(本人及び配偶者)	10,000円
死亡香料	(本人、配偶者、一親等内の血族)	10,000円
入院	(本人, 7日以上)	10,000円
災害見舞い	(大災害)	10,000円
退職餞別	(本人)	10,000円

※但し、勤続3年未満の者には、支給しない。なお、10年以上の勤続者には、20,000円を加算する。

#### 第14条 (会則の改廃)

本則の改正又は変更は、役員会の発議により、総会に出席した正会員の議決によらなければならない。

- 附則
1. 本則は、平成 9年4月1日から施行する。
  2. 本則は、平成15年2月1日から施行する。
  3. 本則は、平成18年4月1日から施行する。

4. 本則は、平成20年4月1日から施行する。
5. 本則は、平成23年3月8日から施行する。
6. 本則は、平成24年6月16日から施行する。
7. 本則は、平成28年6月25日から施行する。
8. 本則は、平成29年6月17日から施行する。
9. 本則は、平成30年6月23日から施行する。